

花巻市地域自立支援協議会会議録

1 開催日時

令和5年7月5日（水） 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所

花巻市総合福祉センター 研修室

3 出席者

(1) 委員出席者 15名

菅野充委員、横澤亜弓委員、戸田康雄委員、三井信義委員（会長）、牛崎恵理子委員、細川祥委員、高田恵一委員、及川仁委員、奈良千秋委員、市村律委員、藤田美夫委員、菊池正規委員、盛川康祐委員、山口司委員、佐藤智明委員

(2) 委員欠席者 1名

及川好布委員、照井淑之委員、小澤千殖委員、阿部明典委員、金子賢一委員

(3) 事務局 6名

今井岳彦健康福祉部長、菊池司障がい福祉課長、及川道子同課長補佐、佐々木徹同課基幹相談支援センター次長、高瀬英恵同課基幹相談支援センター主査、塩澤一雅同課自立支援係主査、高橋真紀子花巻市社会福祉協議会相談支援事業所あけぼの管理者補佐兼主任相談支援専門員

(4) 傍聴者 なし

4 議題

(1) 報告事項

- ア 相談支援事業の実施状況について
- イ 地域生活支援拠点等事業の実施状況について
- ウ 医療的ケア児の支援体制について
- エ 花巻市障害福祉サービス支給決定基準について

(2) 協議事項・意見交換

- ア 専門部会等の取組みについて
- イ 第7期花巻市障がい福祉計画及び第3期花巻市障がい児福祉計画の策定について

5 議事録

○開会

菊池障がい福祉課長

ご案内の時間になりましたので、会議を進めさせていただきます。まだ、お見えになられていない委員の方もいらっしゃいますが、進めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます障がい福祉課の菊池と申します。日頃より大変お世話になっております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

開会に先立ちまして、会議の成立につきましてご報告させていただきます。花巻市地域自立支援協議会設置要綱第7条第2項に協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定されております。本日の出席は委員20名中現在14名の出席をいただいております。したがいまして本日の会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、只今から令和5年度第1回花巻市地域自立支援協議会を開会いたします。はじめに花巻市健康福祉部長今井岳彦より皆様にご挨拶を申し上げます。

○あいさつ

今井健康福祉部長

皆さんこんにちは、花巻市健康福祉部の今井と申します。本日はお忙しい中、令和5年度第1回花巻市地域自立支援協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の福祉行政の推進に対しまして、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

令和4年度昨年につきましては、7月に協議会を予定しておりましたけれども新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により対面での開催を中止とし、協議案件につきましては、書面協議とさせていただいたところでございます。花巻市保健福祉総合計画の障がい福祉分野や障害福祉サービス支給決定基準の決定につきましては、委員の皆様からの貴重なご意見をいただき、無事策定することができました。本年度は、第7回花巻市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定がありますことから委員の皆様におかれましては、引き続きご協力をお願い申し上げます。

障がい者の重度化・高齢化、家族などの支援を受けられなくなった場合を見据えた地域の支援体制を構築する地域生活支援拠点等事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により緊急時の受け入れ、対応機能の実施については、延期しておりましたが令和4年3月から開始し、相談、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを含めた5つの機能につきまして、全て実施しております。

また、令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、個々の心身の状況等に応じ適切な支援を受けられよう更なる支援の充実が求められたところではございますけれども本市におきましては、令和5年4月から医療的ケア児等コーディネーターを配置し、ご家族のニーズや成長に応じた支援に向け、活動を開始しております。

本日の会議では、専門部会等の取り組みについてのほか1件についてご協議をいただきますので、委員の皆様のお忌憚のないご意見ご提言をお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。それではどうぞよろしくお願ひいたします。

菊池障がい福祉課長

それでは、次第の3番、報告に入らせていただきます。進行につきましては、花巻市地域自立支援協議会設置要綱第7条に会長が議長となると規定されておりますので、3の報告から4の協議まで三井会長に進行をお願いしたいと思います。それでは、三井会長からご挨拶をいただきながら進行をよろしくお願ひ申し上げます。

三井会長

皆様ご苦勞様でございます。会長を仰せつかっております光林会の三井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。なかなかコロナ感染症の影響で、昨年度思うように活動できず、会長である私の不徳のいたすところ、なかなか活動を進められなかったことをまずお詫び申し上げたいと思います。今井健康福祉部長からお話しがあったとおり、そのような状況下にあっても地域生活拠点であったり、医療的ケア児の支援体制であったり、少しずつではありますけれども進みつつあり、そういった報告をいただきながら障がい福祉計画等の策定に向けて皆様のご意見を賜りたいと思います。

コマーシャルようで恐縮ではございますが、ルンビニーアート展の資料をつけさせていただきました。7月2日まで岩手銀行赤レンガ館で開催いたしました。今日お話ししたいところは、最後のページのコラボレーションのところで、共生社会をテーマとして花巻市やいろいろな企業と連携を取りながら障がいのある方々が主役となって地域の中でいきいきと活動する姿がいろいろなところでみられるような地域づくりを目指すことをテーマとしているものです。花巻市においても、もっともっと障がいがある方が全面に出てくるようなまちづくりを皆さんと一緒に考えていけたらと思っております。その推進役となるのがこの地域自立支援協議会ではないのかと改めて考えたところです。

○報告事項 相談支援事業の実施状況について

三井会長

それでは進めさせていただきます。3番の報告に4つございます。(1)相談支援事業の実施状況についてから(4)花巻市障害福祉サービス支給決定基準についてまで、一括して報告をお願いしたいと思います。

佐々木基幹相談支援センター次長

障がい福祉課基幹相談支援センターの佐々木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは(1)相談支援事業の実施状況についてということで、資料は資料No.1のものとなります。こちらは令和4年度の障がい者相談支援事業の相談状況の集計となります。左側から相談支援事業所あけぼのからワークプランまでが相談支援事業を委託している8か所の事業所となります。その隣が市と基幹相談支援センターを集計したもの。一番右側が市全体の合計となっております。合計のところで説明させていただきたいと思います。

令和4年度の相談件数は9,004件、前年度と比較して10%程度件数は減少しております。相談実人数は3,937人で、精神障害のある方が2,059人と最も多い状況であります。相談支援の方法としては電話相談が3,242件と最も多く、次いで関係機関と調整が2,601件、訪問1,209件となっている。相談の内容については、不安の解消や情緒の安定が最も多く、次いで福祉サービスの利用等となっています。最後になりますが、資料の下の行に居住サポート事業を再掲として載せています。この事業はアパートなどの居住の場を探すことや契約手続きなどを支援した件数で45件となっております。また、基幹相談支援センターは、相談支援事業所の相談先としての役割もあることから基幹相談支援センターに相談支援事業所から寄せられた相談件数を相談支援事業所指導・助言該当件数として載せており、令和4年度は19件とな

っています。以上で説明を終わらせていただきます。

○報告事項 地域生活支援拠点等事業の実施状況について

佐々木基幹相談支援センター一次長

続いて（２）地域生活支援拠点等事業の実施状況についてご説明させていただきます。資料は資料No.2となります。新しい委員さんもおられるので、どのような事業なのかをご説明させていただきます。この事業は、障がい児及び障がい者の重度化・高齢化や家族支援が受けられなくなった場合を見据えて、全国的に事業を展開するようにとされているものであります。

この事業は、相談、緊急時受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つの機能を備えた地域で支える基盤をつくる事業であります。花巻市においては、当初令和２年10月からの実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の急激な感染の拡大により事業実施ができない状況となり延期して令和４年３月から５つの機能を実施したところでございます。若干遅くはなりましたが体制構築したものであります。検討経過、整備手法、令和５年度の関連予算については、資料をご覧いただきたいと思っております。

緊急時の受け入れ・対応の機能の実施状況について説明いたします。現時点で緊急時支援台帳に５人の方を登録しており、全員ご自宅に緊急通報装置を設置している状況にあります。何かあれば基幹相談支援センターや相談支援事業所が駆けつけて、短期入所に一緒に行くなどの支援を行うこととなります。

緊急時支援の対応状況につきましては、令和４年10月に１件対応しております。これは、高齢の父母と障害のある娘さんとの３人暮らしのご家庭で、ご両親が２人とも倒れてしまい支援を行ったところであります。令和５年度については今のところ対応したものはないところです。

緊急時支援検討会議は、基幹相談支援センターと相談の機能を担う事業所による検討会議で、それぞれ個々の緊急時の支援方法を検討して緊急時に備えるものであります。令和４年度は５回、令和５年度は現時点で１回開催しております。緊急時受入・対応事業所等連携会議は、緊急時に受け入れする短期入所事業所と情報共有や連携を図るために開催しているもので、令和４年度１回、令和５年度は２回ぐらい開催できればと考えおります。

緊急時支援関係機関連携会議は、花巻警察署と花巻市消防本部との連携を図るもので、緊急時になると救急要請や警察立ち合いのもとに自宅に入ることも想定されることから対象者の情報共有や事業の説明を行った会議であります。令和４年度は２月に開催し、今後の情報共有については、随時花巻警察署や花巻市消防本部に提供することといたしました。なお、事業の変更等がある場合には会議を開催することとしております。

このように緊急時支援の実施について、調整しているところであります。

資料の最後のページには、花巻市における地域生活支援拠点等整備のイメージ図となっておりますので、後でご覧になっていただきたいと思っております。

○報告事項 医療的ケア児の支援体制について

佐々木基幹相談支援センター一次長

続いて（３）医療的ケア児の支援体制についてご説明させていただきます。資料

は資料No.3となります。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月に施行され、更なる支援の要請を受けまして体制づくりに努めたところでございます。医療的ケア児の推移として国から出されている推計値では、平成17年は9,987人、令和3年度は20,180人となっており、この16年間で医療の進歩により助けられる命が増えてきている状況にあります。

花巻市においても医療的ケア児は増えていると思われ、最近では超低体重で生まれ、地域に帰ってきている状況もあります。花巻市における医療的ケア児の状況については、障がい福祉課で把握している限りとなりますが、令和5年6月現在30人把握しており、在宅の方は24人、入院入所が6人となっております。在宅の方の医療的ケアの内容として一番多いのが経管栄養で11人、次いで導尿で8人、酸素療法が6人となっております。この人数については令和3年度から障がい福祉課で調べているもので、もしかすると把握に手落ちがあるかもしれないので、この人数が最低限の人数だと理解していただければと思います。このような状況を受けて今回どのようなことをするのかという医療的ケア児等コーディネーターを配置してその方がご家庭とのパイプ役となり、様々な相談を受けて各関係機関につないでいくこととなります。いろいろな悩みがあると思いますが例えば保育園に入園したいとか、学校ではどうしたら良いのだろうか、成長は大丈夫かなとかいろいろ悩みがあると思いますが、まずはコーディネーターが受けて助言をしたり、関係機関につないでいくような支援を行っていくものであります。また、関係機関からなる連携会議として花巻市医療的ケア児ステーションというもの立ち上げ、保健担当、医療担当、福祉担当、保育担当、教育担当、運営担当が集まって情報共有しながら支援していく仕組みをつくったところです。このことによって、それぞれ個々に応じた、年齢に応じた、成長に応じたタイムリーな支援をしていければと思います、取り組みを始めたところでございます。以上となります。

○報告事項 花巻市障害福祉サービス支給決定基準について

塩澤障がい福祉課自立支援係主査

花巻市障がい福祉課の塩澤と申します。(4)花巻市障害福祉サービス支給決定基準についてご説明させていただきます。資料は資料No.4をご覧ください。こちらの支給決定基準は、令和5年4月1日から施行となりましたことを報告させていただきます。昨年度書面で行われた地域自立支援協議会の中で、既に策定しております盛岡市の支給決定基準をお示ししながら本市としても支給決定基準を定めることについて地域自立支援協議会委員の方々からご意見いただいたところ花巻市としても支給決定基準を定めることが望ましいとの意見を多数いただき、施行させていただいたものです。

この支給決定基準は、あくまで支給決定の目安としているもので、これまでどおり障がい者の特性や生活環境などを踏まえて適宜柔軟に支給決定することを前提として策定しております。

次に対象サービスについてとなりますが、障がい者及び障がい児合わせて28種類のサービスがありますが、支給決定基準の対象は、在宅生活をするうえで必要となる居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の訪問系サービスとなります。その他の就労継続支援B型や放課後等デイサービス等については、その方のおかれている環境などにより必要な量が異なってくると思われるので、支給決定基準を設けていないものです。

次に支給量の決定につきましては、障害支援区分毎に支給基準量を設けており、支給基準量のほかにそれぞれの状況に応じた勘案事項を踏まえた支給加算量を加えたものが支給決定量としております。

次に支給量決定までの流れといたしましては、段階を設けており、まずは、障がい福祉課又は各総合支所市民サービス課において支給量の決定を行い、その中で決定に悩む場合は障がい福祉課内の有資格者による検討会議において検討する。さらに検討会議において専門的な意見を必要とする場合には、花巻市障害支援区分審査会から意見をいただいで決定する流れとしています。

続いて介護保険サービスと障害福祉サービスを併用したいとの相談が多くなってきていることからその取扱を定めております。以降は、介護給付費支給申請にかかる理由書の様式や障害支援区分毎の支給基準量などの資料となっておりますので、お目通ししていただければと思います。

三井会長

ありがとうございました。只今、4件の報告がございました。一括してご質問をお受けしたいと思います。どなたがご質問、あるいはご意見等ございませんでしょうか。

(各委員かからの質疑等なし)

特によろしいでしょうか。ないようですので、次進めさせていただきます。

○協議事項 専門部会等の取組みについて

三井会長

4番の協議に入らせていただきます。(1) 専門部会等の取組みについて、事務局からご説明をお願いいたします。

佐々木基幹相談支援センター次長

私からは協議会の親会部分をご説明させていただきます。専門部会については、相談支援事業所あけぼのの高橋さんからご説明いたします。令和4年度は、なかなか活動ができなかった状況にあり、協議会の親会についても7月に開催しようと委員の皆様にご案内した後に急遽中止とさせていただきました。その後に協議事項については、7月29日に花巻市保健福祉総合計画の策定についてご意見をいただきたいということで書面協議とさせていただきました。12月4日には先ほどご説明いたしました花巻市障害福祉サービス支給決定基準を定めることについてご意見を聴取させていただきました。専門部会については、高橋さんからお願いいたします。

高橋相談支援事業所あけぼの管理者補佐兼主任相談支援専門員

花巻市社会福祉協議会相談支援事業所あけぼのの高橋です。どうぞよろしくお願ひいたします。専門部会の運営については、花巻市社会福祉協議会が受託させていただきまして実務を相談支援事業所あけぼのので担当しております。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりなかなか活発に活動できなかったところもあった。

情報部会は4回開催、情報交換を通じて地域課題等を確認しております。若年層

の子どもの精神科受診が増えているとか、金銭管理支援を要する方はそれ以外の生活の中でも複合的な支援が必要であるとか。昔と違って核家族になっていて親類との付き合いが少ないとかそういった辺りが関係するもの、ネットなどでいろいろな情報にアクセスできる反面、誤った解釈をされているケースも少なくないので、正しい情報提供が大事だと確認されております。この解決については今後検討できればと思っております。

相談部会では、社協で行っている出納支援であるとか通帳預かり等のサービスをしている日常生活自立支援事業について、この事業は認知能力がある方が対象なっているということで、認知能力が低下した場合の成年後見制度への移行など、どのようになっているのか確認しております。成年後見制度の利用促進は、花巻市においても中核機関ができて啓発をしたり、ケースの相談を受けており、その機能がもっと充実されることが重要と確認しております。それから研鑽場としてグループスーパービジョンというケース検討の手法を学ぶ研修会を開催し、市内の相談を担当している方にご参加をいただいたところです。

こども支援部会は、各機関の機能を分かっているようで、分かっていないところもあるということで、各機関の機能を改めて確認をして実際の支援につなげる有意義な場となっております。また、岩手県が設置する医療的ケア児支援センターの説明会には、主に事務局で参加し、中部圏域での情報交換をしております。比較的に花巻市は進んでいると感じられるものであります。

就労部会は、昨年度はスキルアップセミナーを開催し、企業に就労されている精神障害のある方の体験発表を行い、参考になったとご意見をいただいております。それからマルシェということで、福祉事業所の製品販売会は、令和2年度には開催していたものでありますが、それをまたできればと思っていたところ感染症拡大中で実施することができなかった。

本人活動部会は、11月にボッチャをやろうとして企画していたが、その辺りが第8波の感染拡大の時期で中止となりました。この部会はグループホームの支援の方々が部会員となっており、日頃の支援の様子など情報交換し、とても参考になったとご意見をいただいております。

運営会議は、各専門部会長や副部会長の参加で、各部会の取り組み状況等の報告を3月に行いました。

地域連絡会議については、訪問看護やヘルパー事業所で構成する会議ではありますが、構成事業所も多く、人数も多いので対面での会議を控え開催しなかった。以上が令和4年度の専門部会の報告となります。

佐々木基幹相談支援センター次長

続いて、令和5年度の専門部会等の取り組みとなります。協議会の親会につきましては、例年は年度初め、年度末の開催で年2回ありますが、今年度につきましては、障がい福祉計画等の策定もあることから本日を含め3回開催する予定としております。開催時期については、次の協議事項の計画策定の部分でご説明させていただきます。

高橋相談支援事業所あけぼの管理者補佐兼相談支援専門員

続いてご説明いたします。運営会議については、今年度2回程度開催する予定しております。

相談支援部会では、昨年度に引き続きグループスーパービジョンの研修会の開催

を予定しています。また、来年度精神保健福祉法の改正で医療保護入院のところの改正もあり地域における対応を検討できればと思います。

就労部会は、障がいのある方の就労に向けたスキルアップとして研修ができればと考えており、農福連携の辺りも情報交換しながら模索できればと思います。

情報部会は、市内障害福祉サービス事業所を掲載した花巻市障がい福祉ガイドブックについて、おおむね3年おきに改定しているものですが、今年度に改定して年度末までに新しいものを発行できればと思います。

本人活動部会は、昨年度できなかったボッチャを今月にも開催できればと検討しております。

こども支援部会は、昨年度に引き続き各関係機関の連携について機能を確認しながら最終的には連携の形をワンシートまとめられればと考えております。

昨年度開催できなかった地域連絡会議については、Z o o mを活用してオンラインで今年度既に1回実施し、今後も事例確認等で開催する予定としております。

以上が本年度の取り組みの予定となっております。

三井会長

ありがとうございました。専門部会の令和4年度の取り組み状況と令和5年度の取り組みの予定についてご説明がございました。只今の説明について、ご質問あるいはご意見等あればお願いしたいと思います。何かお気づきの点等あればお願いしたい。

(各委員かからの質疑等なし)

専門部会に所属している委員さんもいらっしゃいますが何か補足等あればお願いしたいのですが。相談支援部会に所属している菅野委員さんいかがでしょうか。

菅野委員

相談支援部会に所属しております。コロナの影響で開催が難しい中、合間を縫って開催しておりました。昨年度のテーマとして事例検討を通じて支援のスキルを上げて行こうと取り組みを始めた。今年度も継続して支援者のスキルも上げて、地域の課題を把握することとしています。

三井会長

続いて、情報部会について横澤委員さんお願いします。

横澤委員

情報部会は、先ほど事務局から説明があったとおり、昨年度は情報交換を中心に各事業所の相談内容とか、病院に来る方の年齢層や相談内容の状況を把握した。どこで福祉がサポートに入れるか、どこの部分で医療がよりサポートしていけば良いかを話すことができ良かったと思う。今年度はその部分も活かしながら福祉と関係機関が連携できるようなガイドブックを作成していきたい。

戸田委員

就労部会への参加は、久しぶりで昨年度からになります。就労系の事業所が増えてきており、かなり大所帯の部会となっている。農福連携に向けた情報交換とか、

スキルアップにつなげる研修の開催とありますが、この間集まった時の印象は、新しい事業所は、自立支援協議会って何だろう、就労部会って何だろうと共通認識がされていないのかなと感じを受けた。

三井会長

新しい事業所の参加状況は、比較的良いということですか。

戸田委員

そうですね。良いと思います。

三井会長

ありがとうございます。こども支援部会牛崎委員さんお願いします。

牛崎委員

こども支援部会で副部会長をさせていただいております。コロナで最初の2、3年は全く集まることができず、昨年辺りから徐々に部会を開き始めた。やっぱり対面で情報交換することはすごく良いことだなと改めて感じました。メンバーも若干変わり市内のこども支援に関わる様々な機関が集まって、それぞれの機能などを提供し合って、改めて花巻市はこどもに関する支援機関が沢山あると感じました。長年の課題であった医療的ケア児への支援についても県の支援センターが設置されたこともあり、大分充実してきたのではないかと感じております。

先日の部会では、不登校の児童の問題ですね。やはり発達障害とかが裏に隠れていて不登校になる方もいるのではないのかなというところもあり、不登校についてもこれから検討していかなければならないことだなとなったところです。

三井会長

ありがとうございました。皆さんからご質問、あるいはご意見ございませんでしょうか。

(各委員かからの質疑等なし)

よろしいでしょうか。それで次に進めたいと思います。

○協議事項 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について

三井会長

次の協議事項(2)第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

及川障がい福祉課長補佐

障がい福祉課の及川と申します。委員の皆様には日頃から大変お世話になっております。第7期花巻市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画にてご説明いたします。資料No.6をご覧ください。基本目標は、障がい児・障がい者が住み慣れた地域で安心していきいきと生活できるまち、計画期間は令和6年度から令和8年度

までの3年間です。本計画の根拠法令は、第7期障がい福祉計画については、障がい者総合支援法、第3期障がい児福祉計画については、児童福祉法となっております。計画の内容は、障がい福祉サービスを提供するための体制の確保に関する事項及び障がい福祉サービス、障がい児通所支援等のサービスの見込み量について定めているものとなっております。

現計画の成果指標は、資料のとおりでございます。障がい福祉計画につきましては、福祉施設入所から地域生活移行に関する数値や就労訓練等のサービスを経てから一般就労の移行に関する数値となっております。今後調査を行う予定でございます。障がい児福祉計画の成果指標につきましては、児童発達支援センターの設置や重症心身障がい児を支援する事業所の確保等となっております。児童に関しては確保できている状況です。市の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成するに当たっては、国が示す指針がございます。障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針でございますが、令和5年5月に改正されておりますので、その指針の基本方針に基づき策定いたします。障がい者計画との位置づけではありますが、昨年策定いたしました花巻市保健福祉総合計画にある障がい者計画を上位計画とし、今回策定する計画は障がい者計画の実施計画に位置付けられております。策定スケジュールは、計画策定の基礎資料とすることを目的に今月アンケート調査を行います。対象は身体、精神、知的の障がい者手帳を持っている障がい者2,000名と障がい児の保護者200名弱の方、障がい福祉サービス等を提供している事業所となっております。今月19日にアンケートを発送する予定です。8月から9月にはアンケートの分析を行いまして、また同時期に障がい者団体の方へ支援の在り方や施策方向性についてご意見を伺う予定でございます。10月の地域自立支援協議会の運営会議にはアンケート調査の結果報告を行い、12月の第2回地域自立支援協議会には素案をお示しいたしますので、委員の皆様からご意見をお伺いいたします。その後素案の調整を行いまして、2月の地域自立支援協議会には、策定の報告ができるように進めて参りたいと思っておりますので、委員の皆様には昨年度の障がい者計画に引き続きの計画策定となりますがご協力をお願いいたします。以上です。

三井会長

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定についてのご説明でございました。皆様から何かご質問ございませんでしょうか。

地域自立支援協議会が協議の場になり、第2回が12月から1月にかけて、第3回が2月から3月にかけてということであります。特によろしいでしょうか。

(各委員かからの質疑等なし)

それでは、資料を持ち帰っていただきまして、確認していただいて、その上でご質問やご意見等がある場合は、事務局までご連絡をお願いしたいと思います。

皆様のご協力で、報告事項・協議事項全て終了となりました。ご協力ありがとうございました。それでは菊池課長よろしく申し上げます。

○その他

菊池障がい福祉課長

三井会長ありがとうございました。それでは次第の5番その他となります。事務

局から研修会のご案内をさせていただきます。

高瀬基幹相談支援センター主査

花巻市障がい福祉課基幹相談支援センターの高瀬と申します。医療的ケア児のための就学・進学説明会のお知らせをさせていただきます。こちらは岩手県医療的ケア児支援センターが岩手県教育委員会と共催して行うもので、対象はこれから就学や進学を控えている医療的ケア児とご家族としています。各地域の会場で行われる説明会を支援者側はオンラインで聴講することもでき、私も6月13日に行われた盛岡での開催をオンラインで聴講させていただきました。医療的ケア児の方が就学に向けてどのような相談先があるのか、どのような流れで就学先を検討していくかという説明を分かり易く説明されておりました。

また、地域にはそれぞれ医療的ケア児等コーディネーターがおりまして、その方々の紹介とその役割についての説明もあります。花巻地域は8月8日に行われ、お申込みは7月18日までとなっております。オンラインで聴講できますので、是非お申込みください。お申し込みの際は、インターネットで岩手県医療的ケア児支援センターのホームページから入っていただきますと申し込みフォームがございますので、そちらからお申込みください。

菊池障がい福祉課長

他に委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

(各委員からの特になし)

○閉会

菊池障がい福祉課長

これをもちまして令和5年度第1回花巻地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。